

農 政 を め ぐ る 情 勢

目 次

I	T P P 1 1、国内手続き完了・・・・・・・・・・	1
II	9 法案成立、骨太方針等が閣議決定・・・・・・・・	9
III	都市農地貸借法が成立・・・・・・・・・・	16

今月号のあらまし

I TPP 11、国内手続き完了

7月6日、政府は、TPP 11の国内手続きが完了したことを取りまとめ役のニュージーランドに通知した。手続き完了はメキシコに次いで2カ国目となる。

発効の要件は6カ国が議会承認などの国内手続きを完了し、ニュージーランドに通知してから60日後となっている。

II 9法案成立、骨太方針等が閣議決定

農水省が今通常国会に提出した9法案は全て成立した。

6月15日、政府は骨太方針や成長戦略、規制改革実施計画等を閣議決定した。骨太方針では食料安全保障の確立という文言が復活した一方、農林水産業等の成長産業化という文言等が追加されている。

III 都市農地貸借法が成立

6月27日、都市農地貸借法が公布された。同法に基づく貸借は、相続税の納税猶予が引続き適用され、「法定更新（農地法第17条）」が適用されない。同法の施行は早くても9月1日とされている。

I TPP 11、国内手続き完了

— 来年早々にも発効か —

1. TPP 11

○ 7月6日、政府は、TPP 11の国内手続きが完了したことを取りまとめ役のニュージーランドに通知した。手続き完了はメキシコに次いで2カ国目となる。

○ 発効の要件は6カ国で議会承認などの国内手続きを完了し、ニュージーランドに通知してから60日後となっている。茂木TPP担当相は同日の閣議後記者会見で「来年の早い時期の発効も視野に入ってきている」と述べた。なお、ニュージーランドやオーストラリアは議会で審議中である。

(1) TPP (TPP 11) における合意内容の整理

○ TPP 11の内容はもとのTPP協定を組み込み、そのうち知的財産権関係など特定の規定を凍結させるというのが骨格となっている。当資料において、改めてTPPの合意内容を整理する。

○ 日本が輸入する農林水産物2,594品目のうち、約82%にあたる2,135品目が関税撤廃となる。過去の経済連携協定(EPA)では一度も関税が撤廃されなかった901品目でも、446品目で関税撤廃となる。

※関税撤廃とは輸入品にかかる税金をなくす(0%とする)こと

○ 重要5品目(米、小麦・大麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖・でん粉)586のうちでも、174品目は関税が撤廃される。

【重要5品目の関税撤廃率】

品目	品目数	関税撤廃数	関税撤廃率
米	58	15	25.9%
小麦・大麦	109	26	23.9%
牛肉・豚肉	100	70	70.0%
乳製品	188	31	16.5%
砂糖・でん粉	131	32	24.4%

(農林中金総合研究所資料をもとに作成)

○ 関税撤廃をされなかった重要品目も関税削減や輸入枠の設定に合意している。(次頁参照)

○ 米については、当初のTPPでは米国に7万t、豪州に8,400tのSBS(売買同時入札)方式の輸入枠を設定していたが、TPP 11では豪州向けの8,400tのみが発効することになる。

- 牛肉は38.5%の関税が16年目に9%まで削減される。豚肉は価格の安い肉にかけている1キロあたり最大482円の関税が10年目以降は50円となる。

【重要品目の合意内容】

品目	輸入枠設定	関税撤廃・削減
米	米国・豪州に無税輸入枠（7.84万トン） MA内に中粒種・加工用枠	調製品・加工品（ビーフン、朝食用シリアル等）の関税撤廃・削減
小麦	米・豪・カナダに国別枠（SBS） 小麦製品にTPP枠	マークアップ45%削減 ビスケット・クッキー撤廃，マカロニ・スパゲッティ60%削減
大麦	TPP枠（SBS） 麦芽に国別枠	マークアップ45%削減 穀物調製品（栄養補助食品、手作りビール原料等）撤廃
牛肉	—	発効時27.5%，16年目9% 内臓，牛タンの関税撤廃
豚肉	—	従量税削減，従価税撤廃，豚肉調製品・内臓の関税撤
乳製品	TPP枠（脱脂粉乳・バター6万トン，民間貿易），全粉乳・ホエイ・練乳の関税割当枠，プロセスチーズの国別関税割当	一部チーズ，アイスクリーム，ヨーグルトの関税撤廃，ブルーチーズ50%削減
砂糖	高糖度原料糖の無税化 新商品開発用無税・無調整金枠 加糖調製品関税割当枠	加糖調製品・菓子の関税撤廃・削減
でん粉	TPP枠（既存枠の範囲内） 特定のでん粉に国別無税枠	でん粉誘導体の関税撤廃

（農林中金総合研究所資料をもとに作成）

（2）TPP11の主な懸念事項等

- 上記合意内容の通り、過去に締結されたいずれの貿易協定よりも高い水準の市場開放となっている。
- TPPではセーフガードの発動数量や低関税枠等、米国の分も考慮して合意した内容が多くあるが、米国が離脱したTPP11においても見直しが行われておらず、米国の分を埋めるような形で他の参加国からの輸入量が増えることが懸念される。
- 牛肉のセーフガードの発動数量は米国の参加を前提として基準値（発効時59万t）がそのまま残されているが、TPP11では米国からの輸入量は発動基準にカウントされないため、豪州やカナダ等からの輸入量が増えることが懸念される。
- また、乳製品の6万tの低関税枠は米国の分を考慮して作られた枠であるが、実質、豪州とNZからの脱脂粉乳とバターの輸入増加で埋まることとなる。これに米国からの現行の輸入量に加わることが懸念される。

- 政府は協定 6 条にある見直し規定をもとに米国の分も考慮して合意した内容についてはいずれ交渉していくとしており、昨年 11 月の大筋合意の場で「各国が 6 条に関わる日本の懸念を十分理解した」と説明している。
- しかし、見直しを約束させるような文書は存在せず、各国が一旦拡大できた輸入量を削減することに応じるかは疑問がある。

【TPP 11 協定 第六条 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の見直し】

締約国は、TPP 第二十七・二条（委員会の任務）の規定を適用するほか、TPP の効力発生が差し迫っている場合又は TPP が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

- 政府の影響試算についてもより精緻なものが求められる。例えば、日本政府の試算では牛肉の生産額は最大約 399 億円、豚肉が最大 248 億円減少するとしているが、カナダ政府の試算は、対日輸出が豚肉で約 530 億円、牛肉で約 310 億円増えるとしている。
- カナダ一国で豚肉は生産減少見込み額の倍以上となっており、大きな齟齬が生じている。
- さらに今後、米国との二国間交渉で、今回の合意水準を上回る自由化を米国から迫られる懸念も大きい。

(3) 国会審議の経緯

- 6 月 13 日、TPP 11 批准案が参院本会議で自民、公明、日本維新の会、希望などの賛成多数で可決、承認された。（衆議院は 5 月 18 日通過）
- 28 日、参院内閣委員会は、TPP 11 関連法案に関する附帯決議を共産、自由を除く、与野党の賛成多数で採択した。米国との経済対話や新たな貿易協議（FFR）で TPP の合意水準を上回る要求があっても断固拒絶するよう政府に求めた。（附帯決議は別紙 1 の通り）
- 29 日、TPP 11 関連法が参院本会議で自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。（衆議院は 5 月 24 日通過）
- TPP 11 の審議では特別委員会も設けられず、審議時間は承認案、関連法案併せて約 48 時間にとどまった。
（国会における主なやりとりは別紙 2 の通り）

(4) J Aグループの対応

- J Aグループは、今後、農産物の輸入動向や生産現場への影響等について注視していくとともに、農業者の不安を払拭するため、国内農業に対する万全の対策を講ずるよう、引き続き政府に働きかけを行っていく。

【6月29日、TPP11関連法案の参院本会議での可決・成立をうけた中家JA全中会長コメント】

本日、参議院本会議において TPP11 関連法案が可決・成立した。このことにより、TPP11 協定発効日を施行日として、わが国畜産物および甘味資源作物の経営安定対策が法律に基づいて措置されることとなった。

わが国を含む 6 カ国以上が批准し、協定が発効すれば、関税の削減・撤廃がスタートすることになる。JA グループは、今後、農産物の輸入動向や生産現場への影響等について注視していくとともに、農業者の不安を払拭するため、国内農業に対する万全の対策を講ずるよう、引き続き政府に働きかけを行っていく。

なお、日米貿易に関する新たな閣僚級協議（FFR）について、安倍総理は「農業分野で農家との約束がある。これ以上の譲歩はない」と述べたうえで、米国の TPP 協定復帰を追求する姿勢をとっており、JA グループとしては、わが国農業者の懸念をふまえて対応するよう強く望むものである。

以上

2. その他通商交渉等

(1) 日EU・EPA

- 7月9日、安倍首相は11日にベルギー・ブリュッセルで予定していたEUとのEPAの署名を西日本豪雨対応のため延期した。
- 同日、EU欧州委員会はユンケル欧州委員長が17日に東京を訪れ、日本とEPAに署名することで合意したと発表した。

(2) RCEP

- 7月1日、東京で日中韓や東南アジア諸国連合（ASEAN）を含む16カ国が参加する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の閣僚会合が開かれた。閣僚会合の日本開催は2013年5月の交渉開始以来初めてとなる。
- 安倍首相は冒頭あいさつを行い、TPP11の国会承認や日EU・EPAの妥結に触れ、「いよいよ次はRCEPだ」と述べた。
- 世耕経済産業相は閉幕後の記者会見で「年末の大筋合意を目指している。関税の分野だけでなく、ルール分野を含めたパッケージで合意することが重要だ」と述べた。
- ただし、中国やインドは慎重な姿勢を崩しておらず早期妥結には交渉の難航が予想される。

(3) 日米二国間交渉

- 日米両政府は7月下旬にも初の閣僚級の貿易協議を米ワシントンで開く方向で調整に入っていると報道されている。茂木TPP担当相とライトハイザー米通商代表が会談する予定とされている。
- なお、米国議会が持つ通商交渉の権限を大統領に委ねる大統領貿易促進権限(TPA)法は、トランプ大統領の延長申請を議会が容認したことにより、2021年6月30日まで3年間延長されている。
- これを受け、ライトハイザー米通商代表は米国の労働者や農家、牧場主の利益になることを強調し、「トランプ政権は数々の潜在的な2国間自由貿易協定を追及している。TPAの延長はわれわれがこれらの機会を積極的に追求し続けてよいということだ」との声明を発表した。

【3つの経済協定と日米の経済規模】

経済協定名等	GDP計(2018年)
TPP11	11.38兆ドル
日EU・EPA	24.84兆ドル
RCEP	28.50兆ドル
(日本及び米国)	(25.58兆ドル)

※日本のGDPは5.17兆ドル

〔平成三十年六月二十八日〕
参議院内閣委員会

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 T P P に対する国民の不安・懸念を払拭するため、引き続き、その内容及び経済効果について情報の提供に努めるとともに、国内対策に係る取組について周知を図ること。また、情報の提供等に当たっては分かりやすく整理して、丁寧に説明すること。
- 二 農林水産物の生産額への影響試算を含む T P P の経済効果分析については、他の T P P 参加国における試算例や各県の試算例も参考として、より精緻なものとなるよう、見直しに努めること。
- 三 T P P 協定附属書に規定する七年後の再協議においても、我が国の農林水産業が引き続き再生産が可能となることを基準として協議に臨み、我が国の国益に反するような合意は一切行わないこと。また、米国の参加を前提として設定された乳製品等の関税割当ての枠数量及び牛肉等のセーフガード発動基準数量については、T P P 協定の規定に基づき、必要な場合には適切に対応すること。
- 四 世界的に保護主義の台頭への懸念が強まる中、諸外国の活力を我が国の成長に取り込むとともに、自由かつ公正な貿易の推進・深化及び我が国の生産ネットワークの強化に資するため、広くアジア地域における経済連携協定の推進はもとより、多角的自由貿易体制の強化・再構築に向けて、世界第三位の経済大国として、積極的にリーダーシップを発揮すること。
- 五 米国との経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（F F R）」においては、T P P の合意水準を上回る米国からの要求は断固として拒絶し、我が国の国益に反するような合意は決して行わないこと。

右決議する。

国会における主なやりとり

【6月19日参院内閣・農林水産委員会連合審査会】

○協定の運用の見直し規定

- ・（各国が、日本が低関税枠などを見直すことを）担保しているなら確認できるものを出すべきだ。担保を確認できるものを出すのが国内手続きを終える前提ではないか。（共産・紙智子氏）

⇒閣僚会合では明確に（見直す意向を示す）発言をした。真剣な閣僚会合であり各国の閣僚もきちんと聞いていた。各国との信頼関係がある。見直しは信頼関係に基づいて行われるものだと思っている。（茂木T P P担当相）

【6月26日参院内閣委員会】

○米国の復帰

- ・（トランプ政権は）T P P復帰の際には再協議を求めてくる。日米2国間協議で一層の市場開放を求めてくる可能性もある。この情勢で復帰を求めることは、本当に日本に国益をもたらすのか。（国民・矢田稚子氏）

⇒保護主義によるものではなく、T P Pへの復帰こそ米国の経済や雇用にとってもプラスになる。日本はT P Pが日米両国にとって最善と考えており、その立場を踏まえて引き続き議論に臨む。（安倍首相）

○発効7年後の再協議規定

- ・T P Pの付属書には、協定発効の7年後に再協議の規定がある。他の締約国から日本の農産品について、さらに関税の撤廃・削減を求められるとの指摘が出ている。（自民・豊田俊郎氏）

⇒関税の撤廃や削減の義務を日本に負わせるものではない。日本として国益に反するような合意を行うつもりはない。（安倍首相）

○マレーシア首相の発言の趣旨

- ・マレーシアのマハティール首相は（T P P 11）再交渉の必要性に言及している。（政府が説明するように）T P Pが素晴らしいものなら、なぜ（再交渉を求める）意見が寄せられるのか。（共産・田村智子氏）

⇒マハティール首相の発言は（マレーシアの）新政権発足に当たり、他の重要政策とともにT P Pも一定の時間を取って検討するという趣旨。特定の規定見直しを要請すると決めたわけではないと承知している。（安倍首相）

【6月28日参院内閣委員会】

○中国への対応

- ・中国をT P Pに引き入れるべきということについて大臣の見解は。（自民・和田政宗氏）

⇒T P Pの求める高い水準を満たす用意があり、関心を持つ国・地域があれば歓迎し、必要な情報提供を行いたい。一方で、わが国は中国を含むR C E P（東アジア地域包括的経済連携）の交渉を進めている。まずはR C E Pの早期妥結

を目指して交渉を進めたい。

(茂木 T P P 担当相)

○日米の新貿易協議 (F F R)

- ・参考人質疑で、日米の2国間交渉で農産品の更なる関税引き下げが焦点になるのではないかと懸念が出た。(公明・熊野正士氏)

⇒具体的な議論の対象は調整中だが、わが国としてはT P Pが日米両国にとって最善であり、特に農産品はT P Pで合意したラインが最大限だとの立場を踏まえて議論に臨みたい。自由で公正に加えて日米相互にとって利益となる合意を目指したい。(茂木 T P P 担当相)

○7年後の再協議規定

- ・T P Pは7年後に市場アクセス(参入)増大目的での関税、関税割り当て、およびセーフガード(緊急輸入制限措置)適用に関する協議が義務付けられている。(国民・矢田稚子氏)

⇒協定発効7年後の再協議条項は、関税の撤廃や削減の義務をわが国に負わせるものではない。いかなる国との間でも国益に反する合意はしない。

(茂木 T P P 担当相)

○秘密保持契約

- ・T P P 11は、秘密保持契約の内容を継承しているのか。発効または最後の交渉会合から4年経過後は(秘密は)原則公開か。(立憲・白眞勲氏)

⇒元のT P Pを組み込んでいるので、結果として条文の経緯などは秘密保護にかかる書簡が引き続き適用される。一定期間経過後どういう対応をするか、その時点で締約国で十分議論することになっている。

(渋谷和久内閣官房 T P P 等政府対策本部政策調整統括官)

○影響試算

- ・政府はT P Pと日欧E P Aの影響を別に(試算)している。現実には両方が発効すると輸入物は国内で競合する。(立憲・相原久美子氏)

⇒(T P Pと日欧E P Aを)合わせた総合的な試算は現在していないが、あえて申し上げれば、胃袋は一つということからすれば(それぞれの試算結果を)足したものよりは(生産減少額は)小さくなる。

(上月良祐農水大臣政務官)

Ⅱ 9 法案成立、骨太方針等が閣議決定

— 6月20日、農業改革9法案が全て成立 —

1. 国会の動向

- 政府・与党は、働き方改革関連法案やIR（カジノ統合型リゾート）実施法案、公職選挙法改正法案の成立に万全を期す観点から、6月20日までであった通常国会の会期を、7月22日まで32日間延長した。
- 6月15日、参議院で、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法改正法が、可決・成立した。なお、前日の参議院農林水産委員会で附帯決議が全会一致で採択されている。（附帯決議は別紙1の通り）
- 20日、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「都市農地貸借法」）が成立し、農水省が今通常国会に提出した9法案は全て成立した。
（都市農地貸借法の詳細は後掲参照）

2. 政府の動向

（1）方針等

- 6月15日、政府は政策の基本設計である骨太方針や成長戦略、規制改革実施計画等を閣議決定した。
- 今年度の骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」）の特筆すべき記載は以下の通り。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・食料安全保障の確立（昨年の骨太方針では削除されていた）・「総合的なTPP等関連政策大綱」に盛り込まれた施策を着実に実施。・農林水産業等の成長産業化・農地中間管理機構中心の集積体制を確立・農協改革を着実に実施（去年は記載されていない） |
|---|

（骨太方針抜粋は別紙2の通り）

- 今年度の成長戦略（未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—）の特筆すべき記載は以下の通り。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・スマート農業（農業分野におけるデータ活用や先端技術の導入等）
※記述量が大幅に増・（農協改革について）農協・農業委員会等改革について適切にフォローアップを行う・（農地制度について）機構を中心とした推進体制の確立、機構の手続の簡素化等の施策を講ずる |
|--|

（成長戦略抜粋は別紙3の通り）

- 規制改革実施計画は、6月4日にとりまとめた答申「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～」を踏まえ、閣議決定された。

(答申の内容は農政をめぐる情勢先月号参考)

- 農協改革については、昨年は具体的な記載があったが、今年度の規制改革実施計画では「農協改革集中推進期間最終年を見据え、自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する」との記述となった。

(規制改革実施計画抜粋は別紙4の通り)

(2) 予算

- 7月10日、政府は8月末に予定されている各省庁の概算要求の基準となる「平成31年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針について（シーリング）」を閣議了解した。

- この中では、成長戦略に掲げられた施策などの特別枠（「新しい日本のための優先課題推進枠」）が約4.4兆円設定された上、6年連続で歳出総額の上限が示されなかった。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

卸売市場が生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保のための取組を進める中においても、その機能が引き続き十分に発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 生鮮食料品等の安定供給等に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持・発揮できるよう、卸売市場に対する指導・監督・検査・支援などの関与を適切に実施すること。

二 各卸売市場における業務規程については、生産者や消費者にとって有益な取引環境を整備・確保する観点から、全ての取引参加者の意見を公平かつ十分に踏まえ、適切に策定されるようにするとともに、そのルールが適正に運用されるよう開設者に指導・助言すること。

三 高い公共性を有する卸売市場として、引き続き公正な取引及び価格形成が図られるよう、一部業者を偏重しないことを旨とする差別的取扱いの禁止をはじめとする遵守事項の全ての取引参加者による遵守を開設者に徹底させること。農林水産大臣又は都道府県知事は、認定に当たり、開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有することを厳格に審査するとともに、運営実態の把握を行い、開設者を適切に指導・助言すること。

四 各卸売市場における施設整備等に関し万全の対策を措置するとともに、指導等を通じて、卸売業者、仲卸業者等の適正な業務運営を確保すること。

五 全国の小規模な産地や小売店等にとって必要な卸売市場が、引き続き公共性を確保し機能を発揮できるよう、地方自治体と連携し万全の対策を措置するとともに、合理化等の取組を促すこと。

六 食品等の価格の合理的な形成を図るため、量販店等による優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等について、監視を強化・徹底し、不公正な取引方法があると思料する場合には速やかに公正取引委員会に通知する等適切な措置を講じること。

七 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしていることを前提に、生産者、流通業者、消費者等の意見や、食品等の取引の実態を踏まえて行うこと。

右決議する。

【骨太方針 2018 の農業分野の内容（抜粋）】

5. 重要課題への取組

(1) 規制改革の推進

国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況の下、新たなビジネスや雇用を生み出し、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるため、**Society 5.0** にふさわしい規制・制度の構築や行政手続コストの削減、農林水産業等の成長産業化など、不断の規制・制度改革を一層推進する。 (略)

(3) 経済連携の推進

① 新たな経済秩序の拡大

(略)

T P Pや日 E U・E P Aの発効などを見据えて新たな海外展開の支援や国内産業の体質強化に向けて「総合的な T P P等関連政策大綱」に盛り込まれた施策を着実に実施する。 (略)

(4) 分野別の対応

① 農林水産新時代の構築

農林水産業全般にわたっての改革を力強く進めることで、攻めの農林水産業を展開し成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。これらの取組により、食料安全保障の確立を図る。

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく。**AI・IoT**等を活用したスマート農業の実現などにより競争力強化を更に加速させる。農地中間管理機構中心の集積体制を確立しつつ、ほ場整備事業と機構との連携円滑化により、農地の整備と集積・集約化を推進するとともに、土地改良事業による農地の大区画化や汎用化・畑地化、中山間地域の収益力を強化する。農協改革を着実に実施するとともに、農業経営体が自らの経営判断で作物を選択できるよう米政策改革の定着も進める。 (略)

【「未来投資戦略 2018」に記載された農業分野の項目（抜粋）】

第 2 具体的施策

I Society 5.0 の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

① 生産現場の強化

ア) 経営体の育成・確保

イ) 農地中間管理機構の機能強化等

ウ) 米政策改革

② バリューチェーン全体での付加価値の向上

ア) 流通・加工の構造改革

イ) 生産資材改革の更なる推進

ウ) 知的財産の戦略的推進

③ データと先端技術のフル活用による世界トップレベルの「スマート農業」の実現

ア) データ共有の基盤整備

イ) 先端技術の実装

ウ) スマート化を推進する経営者の育成・強化

ii) 輸出の促進

【「未来投資戦略 2018」に記載された農業分野の内容（抜粋）】

- ① 農業ビジネスについて、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ② 農協・農業委員会等改革について適切にフォローアップを行う。
- ③ 日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、中山間地域において、その特色をいかした所得向上の自発的な取組を促進する。
- ④ 担い手に対する農地の集積・集約化を加速するため、これまでの取組の検証を踏まえ、機構を中心とした推進体制の確立、機構の手続の簡素化等の施策を講ずる。
- ⑤ 農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、米政策改革の定着を図る。
- ⑥ 農業競争力強化支援法に基づき、農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、中間流通の抜本的な合理化を含めた業界の再編等を進める。
- ⑦ 農産物の規格（従来の青果物等の出荷規格・農産物検査法の規格等）について、品目ごとの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。
- ⑧ 有害鳥獣の捕獲の強化とジビエの需要開拓を図りつつ、認証制度の導入や衛生管理知識を持つ狩猟者の育成など安全・安心なジビエの供給体制を整備し、ジビエ利用量を来年度に平成 28 年度と比べ倍増させる。
- ⑨ 農業競争力強化支援法に基づき、農業生産資材の価格引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を目指し、生産資材業界の再編等を進める。
- ⑩ 農薬の安全性を確保しつつ、国際標準に調和させるとともに、日本発農薬の海外展開を促進するため、再評価制度を導入するとともに、安全性に関する登録審査の充実やジェネリック農薬の申請の簡素化を図る。肥料・飼料についても、同様の観点から見直しを行う。
- ⑪ 農業データの活用の基盤となる「農業データ連携基盤」を来年 4 月から本格的に稼働させるとともに、幅広い主体の参画を進め、データの連携・共有・提供の範囲を、生産から加工、流通、消費に至るバリューチェーン全体に広げる。
- ⑫ 国、研究機関、民間企業、農業者の活力を結集し、現場ニーズを踏まえながら、バリューチェーン全体を視野に、オープンイノベーション、産学連携等を進め、AI、IoT、センシング技術、ロボット、ドローン等の先端技術の研究開発から、モデル農場における体系的な一貫通貫の技術実証、速やかな現場への普及までを総合的に推進する。
- ⑬ 既に輸出に取り組んでいる生産者や、取り組もうとする生産者を登録し、政府の支援策等の必要な情報を届ける取組を今夏中に開始する。
- ⑭ マーケットインの発想に立ち、海外の買い手が欲しいものを、欲しい量だけ、欲しい時期に輸出する「グローバル産地」を形成する。
- ⑮ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準の GAP（農業生産工程管理）、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）、JAS（日本農林規格）、有機、ハラル、水産エコラベル等の規格・認証の戦略的活用を推進するとともに、輸出先国の基準に対応した加工施設や食肉処理施設等の整備を進める。
- ⑯ 農泊に取り組む体制の構築等により農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成 32 年までに 500 地域創出する。

【平成 30 年度版「規制改革実施計画」に記載された農業分野の内容（抜粋）】

○卸売市場を含めた流通構造改革

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。

- ・食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握され是正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。
- ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。
- ・卸売市場の運営に係る実務的ルール公表等、商慣行等の見直しを促進すること。
- ・食品流通構造改革の実現に向け、ICT の活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。

○相続未登記農地等の農業上の利用の促進について

所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。

○農協改革の着実な推進

○農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革

農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 2 条に基づき、施行後 5 年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。

- ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。
- ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。

○新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について

○小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について

Ⅲ 都市農地貸借法が成立

— 施行は９月１日以降の見込み —

１．都市農地貸借法の成立

- 都市農地貸借法は、農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることで、意欲ある都市農業者等による都市農地の有効活用を進めることをその目的としている。
- 同法は、４月６日に参議院本会議を全会一致で通過、６月２０日に衆議院本会議において採決が行われ、全会一致で可決・成立、６月２７日に公布された。

【都市農地貸借法のポイント】

- ・対象農地は「生産緑地」
- ・同法に基づく貸借は、相続税の納税猶予が引続き適用※される
- ・同法に基づく貸借は、「法定更新（農地法第１７条）」が適用されない。事業計画に基づく都市農地の活用終了後（賃貸借の期間終了後）には、都市農地が所有者に返還される
- ・契約期間は、双方の合意で自由に設定可能
- ・都市農地の多様な機能発揮に資する営農等、一定の要件を満たした事業計画を作成し、市町村の認定を受けることが必要

※特定都市農地貸付法による貸借も、「都市農地貸借法」の施行と併せて、相続税納税猶予制度が適用される

- 参議院・衆議院両院の農林水産委員会における審議の中では、本法案にもとづく生産緑地の貸借の議論にとどまらず、生産緑地以外の都市農業に関する議論が行われた。これらの審議をふまえ、両院の農林水産委員会は、法案の採決の際に合わせてそれぞれ附帯決議が採択された。

（附帯決議は別紙１の通り。）

【附帯決議の主な内容】

- ・市町村による貸借の斡旋等が行われるよう、指導・助言を行うこと
- ・市民農園・体験農園の振興を図ること
- ・生産緑地の指定促進を支援すること
- ・生産緑地以外の農地の都市農業振興・農地保全に取り組むこと 等

- なお、6月の衆議院農林水産委員会の附帯決議は、4月の参議院附帯決議と比較すると、以下の点が加えられている。

【衆議院附帯決議で加えられた主な内容】

- | |
|----------------------------------|
| 一 平成34年問題を踏まえ、本法に基づく貸借制度の周知を図ること |
| 二 都市農業における新規就農者の確保・育成等 |
| 八 生産緑地以外の都市農地の保全 |
| 九 都市農業者のニーズを踏まえた農業支援策 |

- なお、都市農地貸借法は、その施行期日について「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされており、最短で9月1日に施行が見込まれている。

【衆・参農林水産委員会における主な審議内容（概要・一部抜粋）】

- | |
|---|
| <p>・都市農業の振興のためには農林水産省と国土交通省の連携が不可欠。<u>農地の存在を前提とした都市ビジョンについて、どのように考えるか。</u></p> <p style="text-align: right;">（自民・石原伸晃氏・衆）</p> <p>⇒人口減少、超高齢化等の社会情勢の変化に対応し、<u>都市と緑、農の共生が実現された都市が目指すべき都市像とされている。国土交通省としては、この実現に向けて、農林水産省、J A等と連携してまいりたい。</u></p> <p style="text-align: right;">（榊国土交通省審議官）</p> <p>・都市部での貸借のニーズは、どの程度あるのか。（国民・舟山康江氏・参）</p> <p>⇒東京都の平成27年のアンケートでは、貸付先や期間等条件によって貸してもよい人が約4割。借りたい人は約1割だが、売上高600万円以上に限れば、約32%が借りたいと回答。意欲ある農業者の掘り起こしが重要。</p> <p style="text-align: right;">（齋藤農林水産大臣）</p> <p>・三大都市圏特定市以外の市町村では、<u>生産緑地制度を導入しているのは10の自治体しかないが、大臣としてどのように考えるか。</u></p> <p style="text-align: right;">（国民・後藤祐一氏・衆）</p> <p>⇒大変残念に思っている。昨年の生産緑地法改正、本法律案の制度の理解の促進、メリットの周知を行い、<u>指定の促進を図ってまいりたい。</u></p> <p style="text-align: right;">（齋藤農林水産大臣）</p> <p>・2022年問題も控える中、<u>各種都市農業関連制度の周知をどう行うのか。</u></p> <p style="text-align: right;">（無所属・もとむら賢太郎・衆）</p> <p>⇒ブロック単位や都府県ごとの担当者会議の他、特定生産緑地制度等に関する手引きの作成やJ A等からの要請に応じた個別説明会を開催する。</p> <p style="text-align: right;">（榊国土交通省審議官）</p> |
|---|

⇒生産緑地の指定が進んでいない地方都市での説明会や相談窓口の設置等を行い、国土交通省、ＪＡ等と連携して制度の周知を図ってまいる。

(野中農水大臣政務官)

・農林水産省、国土交通省、徹底して連携して住みよい緑のまちづくりのために全力を挙げてもらいたい。大臣の決意のほどをお聞きしたい。

(自民・山田俊男・参)

⇒私が農林部会長時代、山田先生と汗をかいて都市農業振興基本法を成立させた。ようやくここまで来たなという想い。この法律が成立した暁には、きちんとフォローしながら、次にやるべきことにも対応したい。

(齋藤農林水産大臣)

２．政省令の検討

- 都市農地貸借法が現場で活用されるには、都市農業の現場実態を踏まえた政省令の整備が必要となる。
- 具体的には、同法の施行規則において定められる「事業計画の認定における多様な機能発揮の要件」や、生産緑地法の施行規則において「主たる従事者の要件見直し」が重要となる。
- 現在、生産緑地の買取り申し出を行う場合には、主たる従事者の証明が必要である。新法に基づく貸借が行われた場合、貸し手が主たる従事者となるにはどこまでの関与が必要か、がポイントとなる。
- 農林水産省及び国土交通省は、９月１日の施行に向けて検討を進めており、７月初旬より約１か月間のパブリックコメントを実施しており、主たる従事者要件に関わるパブリックコメントも実施している。(別紙２の通り)

３．ＪＡグループにおける今後の対応

- 生産緑地所有者をはじめとする都市農地所有者に対し、貸借制度の周知を行っていく。
- 併せて、貸借制度創設を機に、生産緑地の追加指定、下限面積の引き下げ要望等を市町に強めていく必要がある。
- また、現在の生産緑地所有者に対して、洩れなく特定生産緑地制度の周知を行い、希望者が特定生産緑地申請期限までに申請できるようサポートしていく。

参議院農林水産委員会

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを十分に発揮させるためには、都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図っていくことが不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 事業計画の認定に係る基準を定めるに当たっては、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるようにすること。

二 認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。

三 認定都市農地の適正な利用が行われていない場合に、農業委員会による調査や指導、市町村長による勧告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による賃借権等の設定に関するあつせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。

四 市民農園は、都市において農作業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。また、農業体験農園についても、一層の振興を図ること。

五 都市農業の振興及び都市農地の保全については、関係省庁が連携を強化して取り組むこと。

六 市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。
右決議する。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを十分に発揮させるためには、都市農地を適正に保全することにも、その有効な活用を図っていくことが不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 平成三十四年に現在生産緑地地区に指定されている土地の八割で指定後三十年が経過し、生産緑地の所有者は買取りの申出をすることができるようになることから、本法に基づく新たな貸借制度について速やかに農地所有者や農業関係者に周知を図ること。
- 二 都市農業においても農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化していることから、新規就農者の確保・育成を図ること。
また、多様な主体による都市農業の振興を図るため、農業委員会等が農地の貸し手と借り手とのマッチングの役割を果たせるよう支援すること。
- 三 事業計画の認定に係る基準を定めるに当たっては、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるようにすること。
- 四 認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 五 認定都市農地の適正な利用が行われていない場合に、農業委員会による調査や指導、市町村長による報告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による賃借権等の設定に関するあつせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。

- 六 市民農園・農業体験農園は、都市において農作業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。
- 七 市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。
- 八 本法の対象は生産緑地地区の区域内の農地に限定されているが、都市農業振興基本法においては、「都市農業」とは「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」とされ、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画における「都市農地」は生産緑地地区に限定されるものではないことから、政府は、生産緑地地区の区域内の農地以外にも含めた都市農業の振興及び都市農地の保全に引き続き取り組むこと。その取組に当たっては、関係省庁の連携を強化して取り組むこと。
- 九 各種の農業支援策は、都市農業者のニーズも踏まえたものとする。

右決議する。

生産緑地法施行規則改正のパブリックコメントについて

【URL (e-Gov)】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180408&Mode=0>

【期間】

7月4日(水)～8月2日(木)

[ヘルプ](#) [お問合せ](#) [サイトマップ](#) [English](#) [申請・届出](#) [法令](#) [パブリックコメント](#) [文書管理](#) [個人情報保護](#) [予算・決算](#) [刊行物・公表資料](#) [組織](#) [お知らせ](#)[ホーム](#) > [パブリックコメント\(意見募集中案件\)](#) > 意見募集中案件詳細

パブリックコメント

[意見募集中案件](#)
[意見募集終了案件](#)
[結果公示案件](#)
[全ての案件](#)[パブリックコメント\(制度\)について](#)
[このページの見方について](#)

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

都市計画 / 都市公園

生産緑地法施行規則の一部を改正する省令案に係るパブリックコメントの募集について

案件番号	155180408
定めようとする命令等の題名	生産緑地法施行規則の一部を改正する省令
根拠法令項	生産緑地法第10条第2項
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続
問合せ先 (所管府省・部局名等)	国土交通省都市局公園緑地・景観課 電話:03-5253-8111(代表)32933(内線)
案の公示日	2018年07月04日
意見・情報受付開始日	2018年07月04日
意見・情報受付締切日	2018年08月02日

意見提出が30日未満の場合その理由

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案

[意見募集要項](#) [PDF](#)
[概要](#) [PDF](#)

関連資料、その他

資料の入手方法

国土交通省都市局公園緑地・景観課において配布

備考

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見提出フォームへ](#)[e-Govについて](#) [利用条件](#) [個人情報の取扱について](#) [安全な通信\(SSL/TLS\)について](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

平成30年7月
都 市 局

生産緑地法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借円滑化法」という。）の趣旨を踏まえ、生産緑地地区内の農地の貸借の円滑化を図るため、生産緑地を第三者に貸与した所有者が死亡又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障をした場合であって、一定の条件を満たす場合には、当該生産緑地の所有者が生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条第2項に基づく買取り申出を行うことができるよう、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）の規定について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

都市農地貸借円滑化法又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づいて生産緑地を第三者に貸与し、当該生産緑地に係る農林漁業の業務に1割以上従事している所有者を、「主たる従事者」に含むこととする（生産緑地法施行規則第3条）。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成30年8月中旬
施	行	都市農地貸借円滑化法の施行日

農政をめぐる情勢

平成30年7月20日

240部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉